

議案第30号 三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について

1 趣旨

広野地区（上青野区、下青野区、北浦区、三田緑風台、末東区、末西区、末野区、中野区）の住民を対象に実施してきた自家用有償旅客運送を令和8年3月末をもって廃止するため、当該条例について、運行路線等（第2条）の別表第1及び使用料（第6条）の別表第2を改正するもの。

2 改正内容

運行路線等の別表第1（第2条関係）及び使用料の別表第2（第6条関係）を改正する。

別表第1（第2条関係）

【改正前】

路線	起点	主な経由地	終点	対象地域
広野線	上青野、下青野、北浦、末又は東山、宮脇若しくは加茂(末野区及び中野区に限る。)地内	広野地内又は三田市民病院、けやき台1丁目地内若しくははずかけ台2丁目地内	JR新三田駅	上青野、下青野、北浦、末並びに東山、宮脇及び加茂(末野区及び中野区に限る。)
省略				

【改正後】

路線 広野線を削除

路線	起点	主な経由地	終点	対象地域
省略				

別表第2（第6条関係）

【改正前】

区分		金額
広野線及び藍本線	大人	400円
	小人	200円
	障害者等	200円
省略		

【改正後】

路線 広野線を削除

区分		金額
藍本線	大人	400円
	小人	200円
	障害者等	200円
省略		

3 関係法令

道路運送法（第79条）

道路運送法施行規則（第49条第1項第1号）

4 施行期日

令和8年4月1日

5 その他

自家用有償旅客運送の廃止による代替手段として、広野地区北部（上青野区、下青野区、北浦区、三田緑風台、末東区、末西区、末野区、中野区）及び本庄地区の住民を対象にタクシーを活用した乗合交通による運送事業を令和8年4月より実施する予定。